

令和7年度(2025年度)

償却資産申告の手引

豊田市

市税につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税には、土地、家屋、および償却資産があり、このうち償却資産については、その所有者が資産の所在する市町村に申告することになっています。この手引きを参考に、同封の申告書を作成して提出して下さるようお願いいたします。

1 提出期限

令和7年1月31日（金）

申告書の提出期限は1月31日（金）ですが、期限間近になりますと窓口が混雑しますので、**1月17日（金）までの提出に御協力ください。**

2 提出書類

提出書類	提出枚数	備 考
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	1枚	2枚目は本人控えです。
種 類 別 明 細 書 (増加資産・全資産用)	2枚	3枚目は本人控えです。

郵送による申告で、「控用」に受付印を希望される方は、**切手を貼った返信用封筒**を同封してください。

3 提出先および問合せ

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

豊田市役所 資産税課 償却資産担当（南庁舎3階北側）

直 通 〈0565〉34-6613

FAX 〈0565〉31-8969

受付時間 8:30~17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）

豊田市のホームページは右のQRコードからアクセスできます → →



豊田市の償却資産（固定資産税）の申告は **elTAX** を利用して電子申告ができます。

エルタックスは地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。

◆ 利用手続きなどの詳細は、エルタックスホームページで！ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

で

検索

できます。

目 次

I 申告について			
1 申告の方法	1	2 国税との主な違い	7
2 申告されない方、 虚偽の申告をされた方	2	3 課税標準の特例・非課税・減免	
3 実地調査等のお願い	2	(1) 特例	8
4 注意事項	2	(2) 非課税	1 1
		(3) 課税免除	1 1
		(4) 減免	1 1
		(5) 豊田市版環境減税	1 2
II 償却資産のあらまし		III 償却資産課税のしくみ	
1 償却資産の範囲		1 評価方法	1 3
(1) 償却資産とは	3	2 税額の決定	1 4
(2) 申告の対象外となる資産	3		
(3) 少額資産等について	3	IV 参考資料	
(4) リース資産について	4	1 マイナンバー(個人番号・法人番号)	
(5) 車両について	4	の記載について	1 5
(6) 注意が必要な資産	5	2 償却資産申告書の記入例	1 6
(7) 業種別の主な償却資産の内容	5	3 種類別明細書の記入例	1 8
(8) 家屋と償却資産の区分	6	4 償却資産とその耐用年数	2 0
(9) 家屋の附帯設備が 償却資産となる特別な場合	6		

I 申告について

1 申告の方法

●本年度から初めて申告される方

- ・ **令和7年1月1日現在**、豊田市内に所有している償却資産をすべて申告してください。
(記入例：16～19 ページ)
- ・ **償却資産をお持ちでない方**は、申告書の備考欄の「該当資産なし」に丸をつけて提出してください。(記入例：17 ページ【18】)

●前年度に申告されている方

- ・ 前年中に増加・減少した資産を、種類別明細書に記入してください。
(記入例：16～19 ページ)
- ・ **増加・減少した資産がない方**は、申告書の備考欄の「増減なし」に丸をつけて提出してください。(記入例：17 ページ【18】)

●廃業、解散、営業譲渡された方

- ・ 申告書の備考欄にその旨を御記入ください。(記入例：17 ページ【18】)
- ・ 営業譲渡された方は、譲渡先も記入してください。

●電算処理による独自様式またはエルタックスにより申告をされる方

- ・毎年1月1日現在の豊田市内にある全ての資産を申告してください。
- ・定率法による償却計算をしていただき、全ての資産について評価額を算定してください。
- ・評価額の最低限度額は、取得価額の5%です。
- ・新たに電算処理により全資産申告をされる方は、申告様式に一定の要件を必要としますので、事前に御相談ください。

2 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条及び豊田市市税条例第68条の規定により過料を科されることがあります。必ず期限内に申告してください。

また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により罰金を科されることがあります。

3 実地調査等のお願い

豊田市では、地方税法第408条の規定に基づき、申告内容に誤りがないか確認するための調査を順次行っています。減価償却資産明細書（固定資産台帳）の写しの提出をお願いしたり、実地調査に伺ったりすることがありますので、その際は御協力をお願いいたします。

また、調査に伴って修正申告を行うことがあります。その場合の課税は申告した年度だけでなく過年度にさかのぼって課税されますので、御承知おきください。

4 注意事項

- 決算期以降、賦課期日（1月1日）現在までの間の取得資産について、申告漏れのないようにしてください。なお、台帳等が未整理のため申告書に記入できなかった資産については、台帳等の整理がつき次第、必ず修正の申告をしてください。

※本年度申告分で申告漏れ資産がある場合は、過年度にさかのぼって課税されます。

- 申告書の書き方が分からない場合は、減価償却資産の明細が分かる書類を御準備いただき、お早めに資産税課へ御相談ください。

《減価償却資産の分かる書類》

- ・確定申告書、固定資産台帳又は減価償却内訳明細書
- ・その他、減価償却資産の明細が分かる書類（アパート等を新築された方は、見積書）

Ⅱ 償却資産のあらまし

1 償却資産の範囲

(1) 償却資産とは

会社や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械・装置、車両・運搬具、工具・器具・備品等の資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

償却資産の種類・耐用年数については、20 ページを御覧ください。

(2) 申告の対象外となる資産

次のものは、償却資産の申告は必要ありません。

- ・ 建物本体及びその所有者が施工した設備等で、固定資産税の取り扱い上家屋評価されるもの
(屋内の電気設備、屋内の給排水衛生設備、床壁天井などの内装等)
- ・ 無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェア等）
- ・ 繰延資産（開発費等）
- ・ 骨董品等時の経過により価値が減少しない資産
- ・ 取得価額が少額の減価償却資産のうち申告対象外のもの（本ページ（3）の表を御覧ください）

(3) 少額資産等について

固定資産税（償却資産）において申告の対象から除外する「少額資産」については、地方税法の規定により、①取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの、②取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、③ファイナンスリース取引に係るリース資産で取得価額が 20 万円未満のものに限られます。

このことから、**租税特別措置法の中小企業者の少額資産特例制度を適用して即時償却した資産については、固定資産税（償却資産）の申告が必要です。**

取得価額	個別償却	中小企業者等の 少額資産特例 ※1※5	① 3年一括償却 ※2※5	② 一時損金算入 ※3※5	③ ファイナンス リース※4
10万円未満	対 象 申告が 必要です		対象外	対象外	対象外
10万円以上 20万円未満		対 象 申告が 必要です			
20万円以上 30万円未満				対 象 申告が 必要です	
30万円以上					

※1 中小企業者の少額資産特例制度により即時償却するもの（租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5 ほか）

※2 3 年で均等償却するもの（法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項・所得税法施行令第 139 条第 1 項）

※3 耐用年数が 1 年未満又は取得価額 10 万円未満で一時に損金算入するもの（法人税法施行令第 133 条、所得税法施行令第 138 条）

※4 法人税法第 64 条の 2 第 1 項、所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産

※5 令和 4 年 4 月 1 日以降に取得し、かつ貸付け（主要な業務として行われるものを除く。）の用に供する資産を除く。

(4) リース資産について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している人に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している人に申告していただく場合に分かります。

ただし、3 ページ (3) のとおり取得価額が 20 万円未満の場合は課税客体にはなりません。

リース契約の内容	資産を貸している人	資産を借りている人
通常の賃貸契約によるリース資産 〔賃貸期間満了と同時に資産が 回収される所有権移転外リース等〕	○ (資産の所在する市町村へ申告)	× (申告不要)
実際の売買にあたるような リース資産 〔所有権留保付割賦販売や、リース後に 資産が使用者の所有物となる場合等〕	× (申告不要)	○ (申告が必要)

※ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結した所有権移転外ファイナンスリースについては、税務会計において、売買取引として取り扱われますが、固定資産税（償却資産）の申告については、従来通りリース会社からの申告となります。

(5) 車両について

以下の表のとおり、車両の分類ごとに対象となる税目が異なります。償却資産の申告の対象となる車両は大型特殊自動車のみとなります。

車両の種類		自動車税	軽自動車税	固定資産税（償却資産）
普通自動車		○		
軽自動車			○	
原動機付自転車			○	
オートバイ			○	
小型特殊自動車	※下の規格表を参考 に判断してください		○	
大型特殊自動車				◎（申告が必要）

●小型特殊自動車の規格（以下の基準をひとつでも超えていれば大型特殊自動車です）

	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	最高速度 (km/h)	総排気量 (リットル)
産業・建設用車両	4.70 以下	1.70 以下	2.80 以下	15 以下	制限無し
農耕作業用車両	制限無し	制限無し	制限無し	35 未満	制限無し

小型特殊自動車は軽自動車税の対象となりますので、償却資産の申告の必要はありません。ただし、小型特殊自動車は公道を走らず事業所構内だけで使用する場合でも、軽自動車税の課税対象ですのでナンバー登録が必要です。フォークリフトやトラクター等の特殊自動車をお持ちの際は御注意ください。登録手続きは、豊田市役所市民税課又は支所・出張所で行うことができます。

(6) 注意が必要な資産 **注) 申告が必要です。**

区 分	申 告 が 必 要 な 資 産 例
1 遊休資産・未稼働資産	稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産 既に完成しているが、まだ稼働していない資産
2 簿 外 資 産	会社の帳簿に記載されていない償却資産
3 償 却 済 資 産	減価償却を終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産
4 減価償却を行っていない資産	赤字決算などのため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
5 少 額 の 減 価 償 却 資 産	使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の資産であっても、耐用年数を用いて減価償却している資産（3年間で均等償却している一括償却資産を除く）
6 資 本 的 支 出	資本的支出（改良費）として資産計上した資産（新たな資産とみなし、改良された本体と区分して申告してください。）
7 建 設 仮 勘 定 の 資 産	建設仮勘定中でも、1月1日現在一部が完成し使用されている資産
8 割賦販売で購入した資産	原則として、買主が申告してください。

(7) 業種別の主な償却資産の内容

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
各業種に共通するもの	駐車場設備、受変電設備、舗装、庭園・植栽、門、塀、看板、浄化槽、下水道工事、中央監視制御装置、簡易間仕切、発電設備、応接セット、金庫、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、テレビ、レジスター等
喫 茶 ・ 飲 食 店	厨房設備、自動販売機、接客用家具、カラオケ、冷蔵庫、冷凍庫等
理 ・ 美 容 業	理・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、ドライヤー、赤外線灯、洗面設備、パーマ器、サインポール等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、ミシン等
小 売 業	冷蔵ストッカー、陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、電子秤、食品加工用機械等
自 動 車 修 理 業	旋盤、プレス、リフト、充電器、測定・検査工具、コンプレッサー等
工 場	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削機、プレス機、金型、洗浄給水設備、溶接機、貯水設備、ガス配管、エアー配管、動力配線等
ガ ソ リ ン 給 油 所	ガソリン計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、洗車機、照明設備、地下タンク、独立キャノピー等
開 業 医	レントゲン機器、消毒殺菌用機器、手術機器、調剤機器、光学検査機器、歯科診療用ユニット等
建 設 業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
農 業	田植機、稲刈機、トラクター・コンバイン（大型特殊）、ビニールハウス、梨棚、ぶどう棚、農業用設備等
不 動 産 賃 貸 業	駐車場舗装、自転車置場、屋外給排水設備、フェンス、側溝等 （共同住宅の場合は7ページ参照）

(8) 家屋と償却資産の区分

設 備 区 分	家 屋 と し て 取 扱 う も の	償 却 資 産 と し て 取 扱 う も の
電 気 設 備	電灯・コンセント配線、電話配線、非常通報装置、ナースコール設備、太陽光発電設備（屋根材一体型）等	受変電設備、自家発電設備、ネオンサイン、スポットライト、投光器、屋外照明設備、スピーカー、工場用動力配線、LAN設備、太陽光発電設備（屋根材一体型を除く）、中央監視装置一式（配線含む）等
空 調 設 備	天井埋め込み型のエアコン、換気扇、ベンチレーター等	ルームエアコン、ウィンドクーラー、扇風機、工業用送風装置等
給 排 水 設 備	屋内の給排水設備、中央式給湯設備等	屋外給排水設備（下水道接続工事も含む）、事業用給排水設備、局所式給湯器（湯沸器）等
ガ ス 設 備	屋内配管、排気筒、ガスカラン（使用口）等	屋外供給本管、メーター、事業用ガス設備一式等
消 火 設 備	屋内に取り付けられた消火栓、スプリンクラー、ドレンチャー等	ホース、ノズル、手提式消火器、屋外の消火栓等
運 搬 設 備	リフト（建物と一体となっているもの）、エレベーター、エスカレーター、気送管等	ベルトコンベアー、気送管設備の気送子、リフト（建物から独立しているもの）等
上屋・車庫・倉庫等	周壁を3方向以上備え、外界と遮断された空間を有し、基礎等で土地に定着しているもの	周壁が3方向未満で独立したもの、基礎等で土地に定着していない簡易建物、ビニールハウス等
キ ャ ノ ピ ー	家屋と構造上一体となっているもの	家屋から独立しているもの
そ の 他	造り付けの調理台・流し台、避雷設備、造り付けのカウンター等	看板、広告塔、門、塀、庭園、業務用厨房設備、簡易間仕切り（本体が床と天井で固定され、建物と構造上一体となっているものを除く）、家具等

※ 家屋とは、以下の4つの条件をすべて満たすものです。それ以外のは償却資産になります。

①屋根 ②3方以上の周壁 ③土地への定着性（基礎等） ④高さの平均が1.5m以上

※ 特定の生産または業務を行うための、給排水・ガス・エアー配管等の各種配管や動力源、熱源等の電気配線等は建物と一体となっても償却資産になります。

(9) 家屋の附帯設備が償却資産となる特別な場合

家屋の所有者と異なる者（テナント入居者等）がその事業の用に供するために取り付けた建物に付随する資産については、**（8）の区分に関わらず、その資産の所有者であるテナント入居者に申告義務があります。**

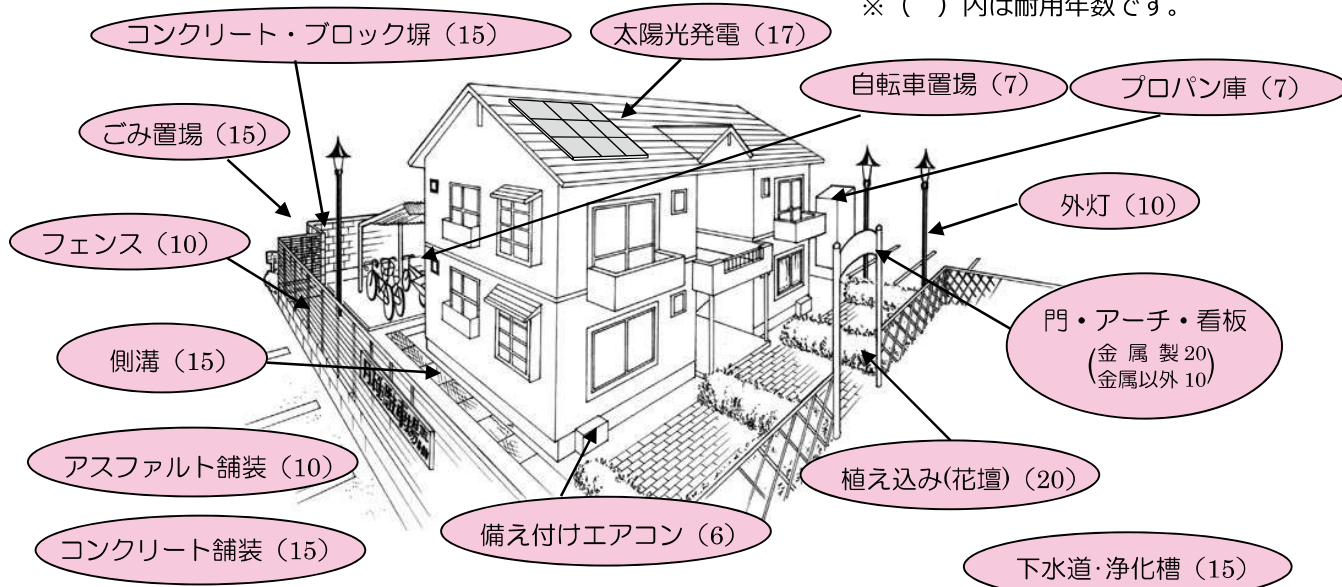
※このテナント入居者が設置した家屋の附帯設備は、特に申告漏れとなりやすい部分ですので、十分御注意ください。

共同住宅の償却資産の例

(家屋は別途課税されます。)

○ は申告の対象となります。

※ () 内は耐用年数です。



2 国税との主な違い

項 目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国 税 の 取 扱 い
償却計算の基準	賦課期日制度 (毎年 1 月 1 日)	事業年度制度 (決算期)
減価償却の方法	定率法 (固定資産税定率法) ※一般の資産は法人税法等の旧定率法 で用いる減価率と同様	建物以外の一般の資産は、定率法・ 定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却 (1/2)	月割償却
圧縮記帳	× (※ 1)	○
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	×	○
増加償却 (所得税・法人税)	○ (※ 2) 税務署長への届出書 (写) を添付	○
陳腐化償却 (耐用年数の短縮)	○ (※ 2) 国税局長の承認通知書 (写) を添付	○
評価額の最低限度	取得価格の 5 / 1 0 0	備忘価格 (1 円)
改良費 (資本的支出)	区分評価	原則区分評価、一部合算も可

※ 1 固定資産税は、圧縮記帳の制度は認められません。国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、**圧縮前の取得価額で申告**してください。

※ 2 法人税法若しくは所得税法の規定による増加償却又は陳腐化償却が認められた資産については、固定資産税評価上控除額の加算を行うことができます。適用を受けたことが分かる書類を償却資産申告書とともに提出してください。

3 課税標準の特例・非課税・減免

(1) 特例

固定資産税の課税標準の特例が適用される資産とは、地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条等に規定される一定要件を備えた償却資産で、固定資産税が軽減されます。**新たに特例適用資産を取得された場合は、《固定資産税課税標準特例適用申告書》に必要事項を記載のうえ、事実を証明する書類等を添付して資産税課へ提出してください。**

※《固定資産税課税標準特例適用申告書》は、資産税課又はホームページにあります。

(令和6年12月1日現在・抜粋)

適用条項		設 備 の 種 類	適用期間	特例課税率	添 付 書 類 等
地 方 税 法 349 条 の 3	第27項	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する資産（利用定員 5 人以下）	永年	1/2 (※)	・事業の認可を受けたことを証する書類の写し ・事業の用に供していることが確認できる資料
	第28項	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する資産（利用定員の制限なし）	永年	1/2 (※)	
	第29項	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する資産（利用定員 5 人以下）	永年	1/3 (※)	
本 法 附 則 第 15 条	第2項	公共の危害防止のための処理施設（汚水・廃液処理施設、指定物質の排出・飛散抑制施設、産業廃棄物処理施設、下水道除害施設） (R2.4.1～R8.3.31 取得分)	永年	R2.4.1～ R4.3.31 取得 1/3～3/4 (※) R4.4.1～ R8.3.31 取得 1/3～4/5 (※)	・処理施設設置届出書の写し ・処理過程図
	第25項	再生可能エネルギー発電設備（固定価格買取制度の認定を受けておらず、再生可能エネルギー事業者支援事業に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備） (R2.4.1～R6.3.31 取得分) 経済産業省の固定価格買取認定制度を受けておらず、認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した一定の設備及び次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けて取得した一定の設備であること。 (R6.4.1～R8.3.31 取得分)	取得後 3年度分	1/2～7/12 (※)	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し ・設備の取得した日が確認できる資料

適用条項		設 備 の 種 類	適用期間	特例課税率	添 付 書 類 等
本 法 附 則 第 15 条	第25項	再生可能エネルギー発電設備 (経済産業省の固定価格買取 制度の認定を受けた風力・水 力・地熱・バイオマス発電設備) (R2.4.1～R8.3.31 取得分)	取得後 3年度分	1/3～11/14 (※)	・認定通知の写し ・設備の取得した日が確認で きる資料
	旧第32項	特定事業所内保育事業の用に 供する資産(利用定員6人以 上) (H29.4.1～R6.3.31 に企業 主導型保育事業の運営費に係 る補助を受けた者)	適用後 5年度分	1/3 (※)	・企業主導型保育事業(運営費) 助成決定通知書の写し ・事業の運営費に係る補助の申 請の際に添付した平面図 ・使用貸借契約書等の写し (無償による貸付関係がわか る書類) ・事業の用に供していることが 確認できる資料
	第41項	特定都市河川浸水被害対策法 に規定する認定事業者が認定 計画に基づき設置した雨水貯 留浸透施設 (R3.11.1～R9.3.31 取得分)	永年	R3.11.1～ R6.3.31 取得 1/3 (※) R6.4.1～ R9.3.31 取得 1/6 (※)	・認定事業者であることを証す る書類の写し ・設備の取得した日が確認で きる資料
	第44項	中小企業者等が、認定先端設備 等導入計画に基づき取得した 一定の設備(機械及び装置、工 具、器具及び備品並びに建物附 属設備) (R5.4.1～R7.3.31 取得分)	3年間	1/2	・計画の申請書及び認定書の写し ・認定支援機関による事前確認書の写し ・認定支援機関による投資計画に関する確認書の写し <賃上げをしている場合> ・賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し <リース会社が申告する場合> ・リース契約書の写し ・固定資産税軽減計算書の写し
		«雇用者への給与等支給額の増加割合を直前の事業年度と比較して1.5%以上とし、市町村の認定を受けている場合» 中小企業者等が、認定先端設備等導入計画に基づき取得した一定の設備(機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備) (R5.4.1～R6.3.31 取得分)	5年間	1/3	
		«雇用者への給与等支給額の増加割合を直前の事業年度と比較して1.5%以上とし、市町村の認定を受けている場合» 中小企業者等が、認定先端設備等導入計画に基づき取得した一定の設備(機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備) (R6.4.1～R7.3.31 取得分)	4年間	1/3	

適用条項		設 備 の 種 類	適用期間	特例課税率	添 付 書 類 等
本 法 附 則 旧 第 64 条	—	中小企業者等が、認定先端設備等導入計画に基づき取得した一定の設備（家屋、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物） （R3.4.1～R5.3.31 取得分）	取得後 3年度分	0 （※）	・計画の申請書及び認定書の写し ・工業会等による仕様等証明書の写し <リース会社が申告する場合> ・リース契約書の写し ・固定資産税軽減計算書の写し <事業用家屋を申告する場合> ・先端設備等導入計画の案 ・建築確認済証 ・建物の見取り図（先端設備を設置していることがわかるもの） ・先端設備の購入契約書 ・特例を受ける家屋の取得価格がわかるもの（契約書、領収書等）

（※）平成24年度地方税法改正により、一部の特例について、地方自治体の条例により課税割合を定めること（わがまち特例）とされたため、豊田市市税条例で定めた課税割合となっています。

（２）非課税

非課税とされる償却資産（非課税適用資産）とは、地方税法第348条に規定される一定要件を備えた償却資産をいいます。非課税適用資産を取得された場合は、《固定資産税非課税適用申告書》に必要事項を記載のうえ、添付資料とともに御提出ください。

※《固定資産税非課税適用申告書》は、資産税課又はホームページにあります。

（３）課税免除

豊田市過疎地域持続的発展に係る固定資産税の課税免除の特例に関する条例が制定されたことにより、対象地区において事業の用に供する設備を新たに取得し、次の要件に該当する事業者は課税免除が受けられます。

※《固定資産税課税免除申請書》は資産税課又はホームページにあります。

ア 免除内容

適用期間	課税初年度から3か年	対象地区	旭、足助、稲武、小原
取得時期	令和3年4月1日～令和9年3月31日		

イ 対象業種

対象業種		資本金規模		
		5,000万円以下 (個人を含む)	5,000万円超 1億円以下	1億円超
製造業 旅館業	設備投資額	500万円以上	1,000万円以上 (※)	2,000万円以上 (※)
農林水産物等販売業 情報サービス業等			500万円以上 (※)	

(※) 資本金等の規模が5,000万円超の事業者については、新增設に係る取得等に限る。

（４）減免

償却資産が、火災、風水害、震災等で被害を受けたときなど、豊田市市税条例等で定める要件を満たす場合には、申請により減免を受けることができます。

※《固定資産税減免申請書》は、資産税課又はホームページにあります。

（５）豊田市版環境減税

家庭・地域におけるエネルギーの地産地消と暮らしの脱炭素化を促進するため、一定の条件を満たした**再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備の太陽光パネルなど）**について**固定資産税（償却資産分）を減免します**。ただし、８ページの課税標準の特例が適用される場合を除きます。

ア 減免内容

適用期間	課税初年度から３か年	減免割合	１／２
取得時期	平成２９年４月１日～令和７年３月３１日		
対象資産	①経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備 ②自家消費型再生可能エネルギー発電設備		
発電出力	１０kW以上２,０００kW未満		

※経済産業大臣の認定を受けた設備の場合、取得日（稼働の日）と設備認定日（認定通知に記載されている認定日）の両方が取得時期の期間内であること。

イ 手続き

固定資産税の法定納期限（４月末）までに申請をしてください。できる限り、償却資産の申告と併せて１月中に申請手続きをお願いします。

【必要書類】

- ・固定資産税減免申請書 ※資産税課又はホームページにあります。
- ・償却資産申告書の写し（該当設備が記載されている部分の写し。償却資産申告と同時に申請する場合は省略可）

〈認定再生可能エネルギー発電設備の場合〉

- ・認定通知「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）」の写し
- ・電力会社発行「発電設備の連系に関するお知らせ」等の写し

〈自家消費型再生可能エネルギー発電設備の場合〉

- ・契約書類等一式の写し

Ⅲ 償却資産課税のしくみ

1 評価方法

償却資産の評価額は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとに、以下のとおり計算します。ただし、個々の資産について、**取得価額の5%が最低限度額**となります。

計 算 式

- ・前年中に取得した資産

取得価額×(1 - r/2) …(ア)

- ・前年前に取得した資産

前年度評価額×(1 - r) …(イ)

※ r …耐用年数に応ずる減価率

[計算例]

取得時期令和 6 年 5 月、取得価額 450,000 円、
耐用年数 5 年の場合

・令和 7 年度 = 450,000 円×0.815 = 366,750 円

・令和 8 年度 = 366,750 円×0.631 = 231,419 円

…(途中省略)

・令和 13 年度 = 36,686 円×0.631 = 23,148 円

・令和 14 年度 = 23,148 円×0.631 = 14,606 円 < 22,500 円

※ 令和 14 年度で、算出額が取得価額の 5% (22,500 円) より
小さくなるので、以降 22,500 円が評価額になります。

償却資産減価残存率表

耐用 年数	減価率 r	減価残存率		耐用 年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		(ア) 1 - r/2	(イ) 1 - r			(ア) 1 - r/2	(イ) 1 - r
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912

2 税額の決定

1 毎年1月31日期限 償却資産申告書の提出・受付

毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告していただきます。

2 償却資産の評価

提出いただいた申告書の内容をもとに評価を行います。

評価額は、13 ページの計算方法に基づき、算出します。

3 価格の決定

償却資産の評価に基づいて、毎年3月末日までに固定資産（償却資産）の価格等を決定します。

（1）課税標準額

決定した価格（評価額）が原則として課税標準額となります。

（2）税額

課税標準額 $\times$ 1.4%（税率） = 税額 となります。

- **免税点**・・・課税標準額（償却資産の合計額）が、150万円未満の場合には課税されません。
ただし、申告は必要です。

4 固定資産課税台帳の閲覧

償却資産の課税内容を確認されたい場合は、**4月1日以降に市民課(南庁舎1階)**で課税台帳の閲覧を御利用ください。

5 納税通知書の発送：4月中旬

土地や家屋を所有している場合、ひとつの納税通知書にまとめてお送りします。

納期は1期（4月）・2期（7月）・3期（12月）・4期（2月）の4回です。



IV 参考資料

1 マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

(1) 記載方法

申告書の手引き 16～19 ページ（償却資産申告書の記入例）を御参照ください。個人の方は、12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を所定の記載欄に記載してください。

(2) 本人確認の実施について

個人番号を記載した申告書を御提出いただく際、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。以下の（ア）又は（イ）の本人確認資料の写し（コピー）をそれぞれ1種類ずつ、申告書に添付又は窓口で提示していただくようお願いいたします。

法人番号を記載した申告書を御提出いただく場合、本人確認は不要です。

(ア) 本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	個人番号カード（裏面）  通知カード（注） 住民票（個人番号付き） 等のうち1種類	個人番号カード（表面）  運転免許証 旅券（パスポート） 等のうち1種類
電子申告 	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。	

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料になります。

(イ) 代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口・郵送	本人の個人番号カード（裏面） 本人の通知カード（注） 本人の住民票（個人番号が記載されたもの） 等のうち1種類	代理人の個人番号カード（表面） 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票 等のうち1種類	税務代理権限証書 委任状 プレ印字された申告書 等のうち1種類
電子申告 	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。		

※代理権確認資料については、写し（コピー）ではなく原本の添付をお願いします。

（注）令和2年5月25日をもって通知カードが廃止されましたが、通知カードをお持ちの場合、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できます。

(3) その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨を御理解いただき、マイナンバーの記載に御協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、あらかじめ御了承ください。

2 償却資産申告書の記入例

(色の部分は記入不要)

※ 2部複写ですので提出用を上にして、ボールペンで記入してください。

書類の送達先を変更する場合

償却資産申告書や固定資産税納税通知書等の書類送達先を変更される場合は、別途《書類送達場所等届出書》の提出をお願いします。
様式は、資産税課又はホームページにあります。

【3】個人番号又は法人番号（15ページ参照）
所有者の個人番号又は法人番号を記載してください。

【所有者コード】
自社様式用の紙で申告される場合も必ず記入してください。
(この場合も本市の申告書を添付してください。)

【所有者】
打ち出されている住所・氏名が誤っている場合は訂正してください。

所有者が法人の場合は、代表者が氏名を記載してください。
屋号があれば書いてください。

【イ】前年前に取得したもの
令和6年1月1日現在の所有資産の取得価額の合計額が打ち出されています。申告漏れ資産がある場合、又は打ち出した資産の取得価額に修正がある場合には訂正してください。
なお、非課税に該当する資産は、当該取得価額に含めないでください。

記入の必要はありません。ただし、電算処理による全資産申告をされる場合には、記入してください。

令和 7 年度		豊田市長殿		償却資産申告書（償却資産課税台帳）		提出用	
1 住所	471-8501	2 氏名	豊田 太郎	3 個人番号又は法人番号	1234567890123	8 短縮耐用年数の承認	有・○
4 事業種目	自動車部品製造業	5 事業開始年月	63年8月	6 この申告に回答する者の氏及び氏名	経理課 豊田 花子	9 増加償却の届出	有・○
7 税理士等の氏名	孝母会計事務所	10 非課税該当資産	有・○	11 課税標準の特例	有・○	12 特別償却又は圧縮記帳	有・○
13 税務会計上の償却方法	定額法	14 青色申告	有・○	15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 西町3丁目60番地 事務所 ② 小坂本町1丁目1番地 工場 ③	16 借用資産	貸主の名称等 高岡リース株式会社
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家	18 備考(添付資料等)	前年度増減申告	19 備考(添付資料等)	前年度増減申告	20 備考(添付資料等)	前年度増減申告
21 増減なし	22 該当資産なし	23 廃業(年月)		24 備考(添付資料等)		25 備考(添付資料等)	
26 備考(添付資料等)		27 備考(添付資料等)		28 備考(添付資料等)		29 備考(添付資料等)	
30 備考(添付資料等)		31 備考(添付資料等)		32 備考(添付資料等)		33 備考(添付資料等)	
34 備考(添付資料等)		35 備考(添付資料等)		36 備考(添付資料等)		37 備考(添付資料等)	
38 備考(添付資料等)		39 備考(添付資料等)		40 備考(添付資料等)		41 備考(添付資料等)	
42 備考(添付資料等)		43 備考(添付資料等)		44 備考(添付資料等)		45 備考(添付資料等)	
46 備考(添付資料等)		47 備考(添付資料等)		48 備考(添付資料等)		49 備考(添付資料等)	
50 備考(添付資料等)		51 備考(添付資料等)		52 備考(添付資料等)		53 備考(添付資料等)	
54 備考(添付資料等)		55 備考(添付資料等)		56 備考(添付資料等)		57 備考(添付資料等)	
58 備考(添付資料等)		59 備考(添付資料等)		60 備考(添付資料等)		61 備考(添付資料等)	
62 備考(添付資料等)		63 備考(添付資料等)		64 備考(添付資料等)		65 備考(添付資料等)	
66 備考(添付資料等)		67 備考(添付資料等)		68 備考(添付資料等)		69 備考(添付資料等)	
70 備考(添付資料等)		71 備考(添付資料等)		72 備考(添付資料等)		73 備考(添付資料等)	
74 備考(添付資料等)		75 備考(添付資料等)		76 備考(添付資料等)		77 備考(添付資料等)	
78 備考(添付資料等)		79 備考(添付資料等)		80 備考(添付資料等)		81 備考(添付資料等)	
82 備考(添付資料等)		83 備考(添付資料等)		84 備考(添付資料等)		85 備考(添付資料等)	
86 備考(添付資料等)		87 備考(添付資料等)		88 備考(添付資料等)		89 備考(添付資料等)	
90 備考(添付資料等)		91 備考(添付資料等)		92 備考(添付資料等)		93 備考(添付資料等)	
94 備考(添付資料等)		95 備考(添付資料等)		96 備考(添付資料等)		97 備考(添付資料等)	
98 備考(添付資料等)		99 備考(添付資料等)		100 備考(添付資料等)		101 備考(添付資料等)	
102 備考(添付資料等)		103 備考(添付資料等)		104 備考(添付資料等)		105 備考(添付資料等)	
106 備考(添付資料等)		107 備考(添付資料等)		108 備考(添付資料等)		109 備考(添付資料等)	
110 備考(添付資料等)		111 備考(添付資料等)		112 備考(添付資料等)		113 備考(添付資料等)	
114 備考(添付資料等)		115 備考(添付資料等)		116 備考(添付資料等)		117 備考(添付資料等)	
118 備考(添付資料等)		119 備考(添付資料等)		120 備考(添付資料等)		121 備考(添付資料等)	
122 備考(添付資料等)		123 備考(添付資料等)		124 備考(添付資料等)		125 備考(添付資料等)	
126 備考(添付資料等)		127 備考(添付資料等)		128 備考(添付資料等)		129 備考(添付資料等)	
130 備考(添付資料等)		131 備考(添付資料等)		132 備考(添付資料等)		133 備考(添付資料等)	
134 備考(添付資料等)		135 備考(添付資料等)		136 備考(添付資料等)		137 備考(添付資料等)	
138 備考(添付資料等)		139 備考(添付資料等)		140 備考(添付資料等)		141 備考(添付資料等)	
142 備考(添付資料等)		143 備考(添付資料等)		144 備考(添付資料等)		145 備考(添付資料等)	
146 備考(添付資料等)		147 備考(添付資料等)		148 備考(添付資料等)		149 備考(添付資料等)	
150 備考(添付資料等)		151 備考(添付資料等)		152 備考(添付資料等)		153 備考(添付資料等)	
154 備考(添付資料等)		155 備考(添付資料等)		156 備考(添付資料等)		157 備考(添付資料等)	
158 備考(添付資料等)		159 備考(添付資料等)		160 備考(添付資料等)		161 備考(添付資料等)	
162 備考(添付資料等)		163 備考(添付資料等)		164 備考(添付資料等)		165 備考(添付資料等)	
166 備考(添付資料等)		167 備考(添付資料等)		168 備考(添付資料等)		169 備考(添付資料等)	
170 備考(添付資料等)		171 備考(添付資料等)		172 備考(添付資料等)		173 備考(添付資料等)	
174 備考(添付資料等)		175 備考(添付資料等)		176 備考(添付資料等)		177 備考(添付資料等)	
178 備考(添付資料等)		179 備考(添付資料等)		180 備考(添付資料等)		181 備考(添付資料等)	
182 備考(添付資料等)		183 備考(添付資料等)		184 備考(添付資料等)		185 備考(添付資料等)	
186 備考(添付資料等)		187 備考(添付資料等)		188 備考(添付資料等)		189 備考(添付資料等)	
190 備考(添付資料等)		191 備考(添付資料等)		192 備考(添付資料等)		193 備考(添付資料等)	
194 備考(添付資料等)		195 備考(添付資料等)		196 備考(添付資料等)		197 備考(添付資料等)	
198 備考(添付資料等)		199 備考(添付資料等)		200 備考(添付資料等)		201 備考(添付資料等)	
202 備考(添付資料等)		203 備考(添付資料等)		204 備考(添付資料等)		205 備考(添付資料等)	
206 備考(添付資料等)		207 備考(添付資料等)		208 備考(添付資料等)		209 備考(添付資料等)	
210 備考(添付資料等)		211 備考(添付資料等)		212 備考(添付資料等)		213 備考(添付資料等)	
214 備考(添付資料等)		215 備考(添付資料等)		216 備考(添付資料等)		217 備考(添付資料等)	
218 備考(添付資料等)		219 備考(添付資料等)		220 備考(添付資料等)		221 備考(添付資料等)	
222 備考(添付資料等)		223 備考(添付資料等)		224 備考(添付資料等)		225 備考(添付資料等)	
226 備考(添付資料等)		227 備考(添付資料等)		228 備考(添付資料等)		229 備考(添付資料等)	
230 備考(添付資料等)		231 備考(添付資料等)		232 備考(添付資料等)		233 備考(添付資料等)	
234 備考(添付資料等)		235 備考(添付資料等)		236 備考(添付資料等)		237 備考(添付資料等)	
238 備考(添付資料等)		239 備考(添付資料等)		240 備考(添付資料等)		241 備考(添付資料等)	
242 備考(添付資料等)		243 備考(添付資料等)		244 備考(添付資料等)		245 備考(添付資料等)	
246 備考(添付資料等)		247 備考(添付資料等)		248 備考(添付資料等)		249 備考(添付資料等)	
250 備考(添付資料等)		251 備考(添付資料等)		252 備考(添付資料等)		253 備考(添付資料等)	
254 備考(添付資料等)		255 備考(添付資料等)		256 備考(添付資料等)		257 備考(添付資料等)	
258 備考(添付資料等)		259 備考(添付資料等)		260 備考(添付資料等)		261 備考(添付資料等)	
262 備考(添付資料等)		263 備考(添付資料等)		264 備考(添付資料等)		265 備考(添付資料等)	
266 備考(添付資料等)		267 備考(添付資料等)		268 備考(添付資料等)		269 備考(添付資料等)	
270 備考(添付資料等)		271 備考(添付資料等)		272 備考(添付資料等)		273 備考(添付資料等)	
274 備考(添付資料等)		275 備考(添付資料等)		276 備考(添付資料等)		277 備考(添付資料等)	
278 備考(添付資料等)		279 備考(添付資料等)		280 備考(添付資料等)		281 備考(添付資料等)	
282 備考(添付資料等)		283 備考(添付資料等)		284 備考(添付資料等)		285 備考(添付資料等)	
286 備考(添付資料等)		287 備考(添付資料等)		288 備考(添付資料等)		289 備考(添付資料等)	
290 備考(添付資料等)		291 備考(添付資料等)		292 備考(添付資料等)		293 備考(添付資料等)	
294 備考(添付資料等)		295 備考(添付資料等)		296 備考(添付資料等)		297 備考(添付資料等)	
298 備考(添付資料等)		299 備考(添付資料等)		300 備考(添付資料等)		301 備考(添付資料等)	
302 備考(添付資料等)		303 備考(添付資料等)		304 備考(添付資料等)		305 備考(添付資料等)	
306 備考(添付資料等)		307 備考(添付資料等)		308 備考(添付資料等)		309 備考(添付資料等)	
310 備考(添付資料等)		311 備考(添付資料等)		312 備考(添付資料等)		313 備考(添付資料等)	
314 備考(添付資料等)		315 備考(添付資料等)		316 備考(添付資料等)		317 備考(添付資料等)	
318 備考(添付資料等)		319 備考(添付資料等)		320 備考(添付資料等)		321 備考(添付資料等)	
322 備考(添付資料等)		323 備考(添付資料等)		324 備考(添付資料等)		325 備考(添付資料等)	
326 備考(添付資料等)		327 備考(添付資料等)		328 備考(添付資料等)		329 備考(添付資料等)	
330 備考(添付資料等)		331 備考(添付資料等)		332 備考(添付資料等)		333 備考(添付資料等)	
334 備考(添付資料等)		335 備考(添付資料等)		336 備考(添付資料等)		337 備考(添付資料等)	
338 備考(添付資料等)		339 備考(添付資料等)		340 備考(添付資料等)		341 備考(添付資料等)	
342 備考(添付資料等)		343 備考(添付資料等)		344 備考(添付資料等)		345 備考(添付資料等)	
346 備考(添付資料等)		347 備考(添付資料等)		348 備考(添付資料等)		349 備考(添付資料等)	
350 備考(添付資料等)		351 備考(添付資料等)		352 備考(添付資料等)		353 備考(添付資料等)	
354 備考(添付資料等)		355 備考(添付資料等)		356 備考(添付資料等)		357 備考(添付資料等)	
358 備考(添付資料等)		359 備考(添付資料等)		360 備考(添付資料等)		361 備考(添付資料等)	
362 備考(添付資料等)		363 備考(添付資料等)		364 備考(添付資料等)		365 備考(添付資料等)	
366 備考(添付資料等)		367 備考(添付資料等)		368 備考(添付資料等)		369 備考(添付資料等)	
370 備考(添付資料等)		371 備考(添付資料等)		372 備考(添付資料等)		373 備考(添付資料等)	
374 備考(添付資料等)		375 備考(添付資料等)		376 備考(添付資料等)		377 備考(添付資料等)	
378 備考(添付資料等)		379 備考(添付資料等)		380 備考(添付資料等)		381 備考(添付資料等)	
382 備考(添付資料等)		383 備考(添付資料等)		384 備考(添付資料等)		385 備考(添付資料等)	
386 備考(添付資料等)		387 備考(添付資料等)		388 備考(添付資料等)		389 備考(添付資料等)	
390 備考(添付資料等)		391 備考(添付資料等)		392 備考(添付資料等)		393 備考(添付資料等)	
394 備考(添付資料等)		395 備考(添付資料等)		396 備考(添付資料等)		397 備考(添付資料等)	
398 備考(添付資料等)		399 備考(添付資料等)		400 備考(添付資料等)		401 備考(添付資料等)	
402 備考(添付資料等)		403 備考(添付資料等)		404 備考(添付資料等)		405 備考(添付資料等)	
406 備考(添付資料等)		407 備考(添付資料等)		408 備考(添付資料等)		409 備考(添付資料等)	
410 備考(添付資料等)		411 備考(添付資料等)		412 備考(添付資料等)		413 備考(添付資料等)	
414 備考(添付資料等)		415 備考(添付資料等)		416 備考(添付資料等)		417 備考(添付資料等)	
418 備考(添付資料等)		419 備考(添付資料等)		420 備考(添付資料等)		421 備考(添付資料等)	
422 備考(添付資料等)		423 備考(添付資料等)		424 備考(添付資料等)		425 備考(添付資料等)	
426 備考(添付資料等)		427 備考(添付資料等)		428 備考(添付資料等)		429 備考(添付資料等)	
430 備考(添付資料等)		431 備考(添付資料等)		432 備考(添付資料等)		433 備考(添付資料等)	
434 備考(添付資料等)		435 備考(添付資料等)		436 備考(添付資料等)		437 備考(添付資料等)	
438 備考(添付資料等)		439 備考(添付資料等)		440 備考(添付資料等)		441 備考(添付資料等)	
442 備考(添付資料等)		443 備考(添付資料等)		444 備考(添付資料等)		445 備考(添付資料等)	
446 備考(添付資料等)		447 備考(添付資料等)		448 備考(添付資料等)		449 備考(添付資料等)	
450 備考(添付資料等)		451 備考(添付資料等)		452 備考(添付資料等)		453 備考(添付資料等)	
454 備考(添付資料等)		455 備考(添付資料等)		456 備考(添付資料等)		457 備考(添付資料等)	
458 備考(添付資料等)		459 備考(添付資料等)		460 備考(添付資料等)		461 備考(添付資料等)	
462 備考(添付資料等)		463 備考(添付資料等)		464 備考(添付資料等)		465 備考(添付資料等)	
466 備考(添付資料等)		467 備考(添付資料等)		468 備考(添付資料等)		469 備考(添付資料等)	
470 備考(添付資料等)		471 備考(添付資料等)		472 備考(添付資料等)		473 備考(添付資料等)	
474 備考(添付資料等)		475 備考(添付資料等)		476 備考(添付資料等)		477 備考(添付資料等)	
478 備考(添付資料等)		479 備考(添付資料等)		480 備考(添付資料等)		481 備考(添付資料等)	
482 備考(添付資料等)		483 備考(添付資料等)		484 備考(添付資料等)		485 備考(添付資料等)	
486 備考(添付資料等)		487 備考(添付資料等)		488 備考(添付資料等)		489 備考(添付資料等)	
490 備考(添付資料等)		491 備考(添付資料等)		492 備考(添付資料等)		493 備考(添付資料等)	
494 備考(添付資料等)		495 備考(添付資料等)		496 備考(添付資料等)		497 備考(添付資料等)	
498 備考(添付資料等)		499 備考(添付資料等)		500 備考(添付資料等)		501 備考(添付資料等)	
502 備考(添付資料等)		503 備考(添付資料等)		504 備考(添付資料等)		505 備考(添付資料等)	
506 備考(添付資料等)		507 備考(添付資料等)		508 備考(添付資料等)		509 備考(添付資料等)	

3 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

（色の部分記入不要）

- ◎ この種類別明細書には、令和6年1月1日現在の所有資産が打ち出しておりますので、令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産、及び売却・減失・移動等により減少した資産がある場合、又は打出し内容に変更がある場合に記入してください。
- ◎ ページ毎で増減・変更がない場合には、この種類別明細書を提出する必要はありません。
- ◎ 初めて申告される方は、令和7年1月1日現在所有している資産を全部記入してください。

令和 7 年度

※ 所有者コード 8 0 0 0 1 1 5 4

種類別明細書（増加資産・全資産用）

提出用

所有者名 株式会社西町工業

12340

提出枚数を記入してください。

1枚のうち

1枚目

【資産コード】
記入の必要はありません。

【資産の名称等】
資産の名称・規格等を具体的に記入してください。
21字以上になるものは簡略して20字以内で記入してください。

【取得年月（年号）】
3……昭和
4……平成（平成31年4月30日まで）
5……令和（令和元年5月1日以降）

【取得価額】
資産を取得するために要した費用（引取運賃、保険料、手数料、据付費等の付帯費を含む。）を記入してください。
圧縮記帳は地方税法上認められませんが、圧縮前の取得価額を記入してください。

【耐用年数】
「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表第1から第6（別表第3及び第4を除く）に掲げる耐用年数を記入してください。
耐用年数の短縮・見積耐用年数を適用している場合には、実際に適用している耐用年数を書き、摘要欄にその旨を記入してください。

【摘要】欄に記入する事項
資産が減少した場合、申告の内容の修正がある場合は、その年月と理由を記入してください。
また、課税標準の特例がある資産については、その内容を記入してください。

令和6年中に減少した資産は資産の名称から朱線（=）で消してください。

打出し内容に誤りがある場合には該当箇所を訂正してください。

資産の一部を減少した場合は訂正後の数量又は取得価額を朱書きしてください。

申告もれ、または移動により増加した資産のうち、耐用年数省令の改正により耐用年数を変更した資産がある場合は、その内容と改正前の耐用年数を記入してください。

【概要】欄に記入する事項
資産が減少した場合、申告の内容の修正がある場合は、その年月と理由を記入してください。
また、課税標準の特例がある資産については、その内容を記入してください。

軽自動車税対象、削除

令和6年5月一部廃棄

令和6年7月名古屋から

中古漏れ・改正（旧12年）

中古見積

大型フォークリフト

中古漏れ

資産の種類

1…構築物・建物附属設備 4…航空機
2…機械及び装置 5…車両及び運搬具
3…船舶 6…工具・器具及び備品

※ 文字は漢字・ひらがな・カタカナが使用できます。
※ 複写式ですので、ボールペンで記入してください。
※ 電算処理用のデータとしますので、枠の中にいらないに書いてください。

行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月	取得価額 (イ)	耐用年数 (ロ)	価額 (ハ)	課税標準の特例 (ニ)	課税標準額 (ホ)	増加事由 (ヘ)	摘要
01	4040001	駐車場舗装	1	3 6 3 8	1800000	10				1-2 3-4	
02	4040002	フェンス	1	3 6 3 8	1200000	10				1-2 3-4	令和6年3月 廃棄
03	4110001	内装工事（小坂工場）	1	4 1 0 5	2100000	10				1-2 3-4	
04	4130001	防音壁	1	4 1 2 5	2300000	10				1-2 3-4	
05	4110001	フライス盤	1	4 1 0 8	4600000	9				1-2 3-4	取得月修正
06	4130002	コンプレッサー	1	4 1 2 5	2500000	9				1-2 3-4	
07	4260001	NC自動旋盤	1	4 2 5 11	1350000	12				1-2 3-4	
08	4270001	切断機	1	4 2 6 10	735000	9				1-2 3-4	
09	4040005	フォークリフト（トヨタ5FG25）	1	3 6 3 12	2100000	4				1-2 3-4	軽自動車税 対象、削除
10	4200001	エアコン	2	4 1 9 8	600000	6				1-2 3-4	令和6年5月 一部廃棄
11										1-2 3-4	
12		フェンス	1	5 6 7	1560000	10				1-2 3-4	
13		溶接機	1	4 2 0 8	2300000	9				1-2 3-4	令和6年7月 名古屋から
14		スポット溶接	1	4 1 9 6	423164	9				1-2 3-4	中古漏れ・改正 （旧12年）
15		研削機（中古）	1	5 6 2	1500000	2				1-2 3-4	中古見積
16		フォークリフト（トヨタ2FD-180）	1	5 6 4	200000	4				1-2 3-4	大型フォーク リフト
17		テレビ	1	4 2 9 10	280000	5				1-2 3-4	中古漏れ
		小 計			54198298 32035000						

4 償却資産とその耐用年数

(抜粋)

資産の種類	細 目	耐用 年数	細 目	耐用 年数	細 目	耐用 年数
1 構 築 物 及 び 建 物 附 属 設 備	ビチューマルス路面	3	打込み井戸	10	広告用のもの { 金属造	20
	アスファルト舗装	10	工場緑化施設	7	{ その他	10
	コンクリート路面・砂利道	15	庭園	20	農業用ハウス { 鉄骨造	14
	金属製へい	10	仮設建物	7	{ ビニールハウス	8
	ブロックべい	15	街路灯	10		
	建物 附 属 設 備					
	可動間仕切り { 簡易なもの	3	電気設備 { 蓄電池電源設備	6	アーケード・日よけ設備	15
	{ その他のもの	15	{ その他のもの	15	冷暖房設備 { 22kW以下のもの	13
	屋外給排水設備	15	屋外消火栓	8	{ その他のもの	15
	店内簡易設備	3				
2 機 械 及 び 装 置	食料品製造業用設備	10	化学工業用設備		電子部品、デバイス又は電子	
	繊維工業用設備		臭素、よう素又は塩素、臭素若	5	回路製造業用設備	
	炭素繊維製造設備		しくはよう素化合物製造設備		光ディスク製造設備	6
	黒鉛化炉	3	塩化りん製造設備	4	プリント配線基板製造設備	6
	その他の設備	7	活性炭製造設備	5	フラットパネルディスブ	
	その他の設備	7	ゼラチン又はにかわ製造設備	5	レイ、半導体集積回路又	5
	木材又は木製品製造業用設備	8	半導体用フォトレジスト		は半導体素子製造設備	
	印刷業又は印刷関連業用設備		製造設備	5	その他の設備	8
	デジタル印刷システム設備	4	フラットパネル用カラー		道路貨物運送業用設備	12
	製本業用設備	7	フィルター、偏光板又は	5	運輸に附帯するサービス業用	10
	新聞業用設備		偏光板用フィルム製造設備		設備	
	モノタイプ、写真又は	3	その他の設備	8	飲食品小売業用設備	9
	通信設備		生産用機械器具製造業用設備		その他の小売業用設備	
	その他の設備	10	金属加工機械製造設備	9	ガソリン又は液化石油ガス	8
	その他の設備	10	その他の設備	12	スタンド設備	
	プラスチック製品製造業用設備	8	業務用機械器具製造業用設備	7	その他の設備	
	ゴム製品製造業用設備	9	電気機械器具製造業用設備	7	主として金属製のもの	17
	金属製品製造業用設備		情報通信機械器具製造業用設備	8	その他のもの	8
	金属被覆及び彫刻業又は打		輸送用機械器具製造業用設備	9	宿泊業用設備	10
	はく及び金属製ネームプレ	6	農業用設備	7	飲食店用設備	8
	ート製造業用設備		林業用設備	5	洗濯業、理容業、美容業又は	13
	その他の設備	10	自動車整備業用設備	15	浴場業用設備	
	はん用機械器具製造業用設備	12	太陽光発電設備	17		
3 船 舶	モーターボート	4	ボート・ヨット	5		
5 車両及び 運 搬 具	フォークリフト	4				
	※償却資産の対象は大型のみ					
6 工 具、 器 具 及 び 備 品	工 具					
	金型	2	切削工具	2	治具・取付工具	3
	測定又は検査工具	5				
	事務機・椅子 { 金属製	15	複写機（コピー機）・ファクシミリ・		広告器具 { 金属製	10
	キャビネット { その他	8	レジスター・タイムレコーダ等	5	{ その他	5
	応接セット { 接客業用	5	電子計算機 { パソコン	4	金庫 { 手さげ金庫	5
	{ その他	8	{ その他	5	{ その他	20
	陳列棚・ { 冷凍・冷蔵機付	6	インターホン・放送用設備	6	理・美容機器	5
	ケース { その他	8	電話設備 { デジタルボタン交換設備	6	レントゲン { 移動式・救急医療用	4
	テレビ・ステレオ等音響機器	5	通信機器 { その他	10	{ その他	6
	冷暖房用機器（ルームクーラー等）	6	試験・測定機器	5	歯科診療用ユニット	7
	電気冷蔵庫・洗濯機・その他	6	カメラ・映写機・望遠鏡	5	自動販売機・両替機	5
	電気・ガス機器	6	写真製作機器	8	簡易焼却炉	5
	カーテン・寝具等繊維製品	3	看板・ネオンサイン	3		

なお、この償却資産の範囲は、法人税確定申告書別表16（一）、（二）〈減価償却額の計算〉または所得税確定申告の減価償却費の計算欄に記入された資産から、固定資産税が課税される家屋、自動車税及び軽自動車税が課税される自動車等を除いたものにおおむね一致します。